

議案第9号

東郷町子ども・子育て会議条例の一部改正について

東郷町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

東郷町子ども・子育て会議条例（平成25年東郷町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項及び第3項」を「第72条第1項及び第3項」に改める。

第2条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

子ども・子育て支援法の引用条項を整備すること。（第1条及び第2条関係）

3 施行期日

令和5年4月1日から施行すること。